

市会議第4号

介護保険におけるショートステイの食費の1食単位での設定義務付けを求める意見書の提出について

介護保険におけるショートステイの食費の1食単位での設定義務付けを求める意見書を次のとおり提出する。

平成24年3月27日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、厚生労働大臣 宛て

京 都 市 会 議 長 名

介護保険におけるショートステイの食費の1食単位での設定義務付けを求める
意見書

介護保険における施設入所者やショートステイ利用者の食費及び居住費（滞在費）については、平成17年の制度改正で保険給付から外され、利用者と施設等との契約により利用者が負担することとなった。国は、ショートステイについては入所期間も短いことから、1食ごとに設定することが望ましいとしつつ、利用者と施設等との契約により定められる事項であることから、1食単位での設定を義務付けることまではしていない。

そのため、多くの施設等が食費を1日単位で設定しており、そういった施設等では、利用者がショートステイの入所日や退所日などに、実際には食べていないにもかかわらず、1日分（3食分）の食費を負担しなければならなくなっている。

また、利用者が負担する食費が低所得の方に過重な負担とならないよう、国が所得等に応じて設定した、1日当たりの食費の負担限度額を超える部分については、「補足給付」として介護保険から保険給付される。そのため、保険者である市町村としても、1日単位での設定の場合は、1食単位での設定の場合と比較すると、より多額の補足給付を支給しなければならないこととなっており、介護保険財政上も負担が生じている。

このような状況の下、京都市においては、利用者本位の立場に立ち、また、保険給付費の節減の観点から、市内のショートステイ施設等に対し、食費の1食単位への見直しを要請する文書を送付し、個別に協力を依頼するという、他に例を見ない取組を行っているところである。

しかしながら、本来、このような制度の見直しは、国において全国一律のルールとして行うべきである。

よって国におかれては、ショートステイについて、1日単位での食費設定の施設等がなくなるよう、必要な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。